

川越市告示第 1 6 3 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

川越市長 森 田 初 恵

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり（川越市南台一丁目 1 0 番 7 の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 3 1

条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 3 1

条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

